

川越市市長交際費の支出及び公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市政の円滑な執行を図るため、市長（市長を代理する者を含む。）が市を代表して行う個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出及び公表について、必要な事項を定めるものとする。

(支出の基準)

第2条 交際費の支出に当たっては、支出内容及び支出先が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ、支出金額が必要最小限の金額となるよう努めるものとする。

(支出区分等)

第3条 交際費は、次の表の左欄に掲げる支出区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる支出区分により、同表の右欄に定める額を限度額として支出するものとする。

| 支出区分 | 支出内容 | 限度額 |
|--------------------------------------|--|-----------------------------|
| (1) 慶弔等 | 市政への協力及び支援関係にある個人若しくは団体が行う各種記念式典又は行事に対する祝い金に係る経費 | 金額の指定があるもの 当該経費に相当する額 |
| | | 金額の指定がないもの 1万円 |
| | 葬儀等に関する香典又は供花等に係る経費であって、別表に定める基準により支出することとしたもの | 香典に係る経費 1万円 |
| | | 供花等に係る経費 社会通念上妥当と認められる範囲内の額 |
| 市政への協力及び支援関係にある個人の傷病、事故等に対する見舞金に係る経費 | 1万円 | |
| (2) 会合等 | 各種団体等が行う会議又は研修会に出席する場合の懇談会等（飲食を伴わないものは、除く。）に係る経費 | 金額の指定があるもの 当該経費に相当する額 |
| | | 金額の指定がないもの 1万円 |

| | | |
|---------|---|--------------------|
| (3) 渉外 | 来賓、視察又は折衝に係る土産品又は記念品に係る経費 | おおむね1万円 |
| (4) その他 | 前3号に掲げるもののほか、市政運営上特に必要があると市長が認めるものに係る経費 | 社会通念上妥当と認められる範囲内の額 |

(公表)

第4条 公表する交際費の内容は、支出日、支出内容(支出先を含む)及び支出金額とする。

2 公表は、毎月行うものとし、当月分をまとめ、翌月の10日までに行うものとする。

3 公表の方法は、市のホームページへの掲載及び川越市秘書室における閲覧とする。

(改正)

第5条 この要綱は、交際費の支出内容及び支出金額が、市民の感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に十分配慮し、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 対 象 者 | | | 香典 | 供花等 |
|--|----|----|----|-----|
| 名誉市民 | | | | |
| 市功労者（市民栄誉章、有功表彰、善行表彰、文化表彰各被表彰者及び初雁賞被顕彰者） | | | | |
| 市議会議員 | 現職 | 本人 | | |
| | | 親族 | | |
| | 元職 | 本人 | | |
| 常勤特別職 | 現職 | 本人 | | |
| | | 親族 | | |
| | 元職 | 本人 | | |
| 行政委員会の委員 | 現職 | 本人 | | |
| | | 親族 | | |
| | 元職 | 本人 | | |
| 地元選挙区選出の国会議員及び県議会議員 | 現職 | 本人 | | |
| | | 親族 | | |
| | 元職 | 本人 | | |
| 市職員 | 現職 | 本人 | | |
| 姉妹都市及び友好都市の首長及び議長 | | | | |
| 近隣の市町の首長及び議長 | | | | |
| その他市長が必要と認める者 | | | | |

* は支出し、 は市長の判断により支出できるものとする。

* 親族は、本人の実父母、配偶者及び子とする。

* 行政委員会の委員は、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の委員をいう。